

## 函館市介護保険運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、法令および函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号。以下「条例」という。）、函館市介護保険規則（平成12年函館市規則第50号。以下「規則」という。）に基づき、市が行う介護保険の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (被保険者の資格に係る届出等)

第2条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第23条および第24条に規定する資格取得の届出等は、別記第1号様式によるものとする。

2 省令第25条に規定する住所地特例対象施設に入所または入居中の者に関する届出は、別記第2号様式によるものとする。

3 省令第29条に規定する氏名変更、省令第30条に規定する住所変更および省令第31条に規定する世帯変更の届出は、別記第1号様式によるものとし、省令第32条に規定する資格喪失の届出は、別記第1号様式の2によるものとする。

4 介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第11条第1項に規定する適用除外に関する経過措置により、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「第2号被保険者」という。）に該当しない者は、その事由が消滅したときは、別記第1号様式により、市長に届け出なければならない。

### (第2号被保険者に対する被保険者証の交付)

第3条 省令第26条第2項の規定による被保険者証の交付申請は、別記第3号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、必要事項を確認の上、被保険者証を交付するものとする。

### (要介護認定等の申請等)

第4条 省令第35条第1項に規定する要介護認定および省令第49条第1項に規定する要支援認定の申請は別記第4号様式によるものとし、

省令第40条第1項に規定する要介護更新認定および省令第54条第1項に規定する要支援更新認定の申請は、別記第4号様式の2によるものとする。ただし、現に法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている被保険者に係る前段の要介護認定の申請は、別記第5号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第6号様式により、法第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、法第27条第11項のただし書きの規定（法第28条第4項、第32条第9項または第33条第4項において準用する場合を含む。）により前項の申請に対する処分を延期するときは、別記第7号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

4 市長は、法第27条第10項の規定（法第28条第4項、第32条第9項または第33条第4項において準用する場合を含む。）により第1項の申請を却下するときは、別記第8号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

5 第1項の申請を取り下げる者は、別記第9号様式を市長に提出しなければならない。

（要介護状態区分等の変更の認定の申請等）

第5条 省令第42条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定、省令第55条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定の申請は、別記第5号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第6号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

3 市長は、法第29条第2項の規定により準用される法第27条第11項ただし書きの規定（法第33条の2第2項において準用する場合を含む。）により、前項の申請に対する処分を延期するときは、別記第7号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

4 市長は、法第29条第2項の規定により準用される法第27条第10項の規定（法第33条の2第2項において準用する場合を含む。）により、第1項の申請を却下するときは、別記第8号様式により、当該

被保険者に通知するものとする。

- 5 第1項の申請を取り下げる者は、別記第9号様式を、市長に提出しなければならない。

(要介護認定等の取り消し)

第6条 市長は、省令第47条第1項に規定する要介護認定の取り消しまたは第56条第1項に規定する要支援認定の取り消しを行うときは、別記第10号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

(介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請等)

第7条 省令第59条第1項に規定する介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請を行う者は、別記第11号様式に被保険者証を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第12号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

(介護保険資格者証の交付)

第8条 市長は、第2条から第5条および第7条に規定する届出等があったとき必要と認める場合は、期間を限って、被保険者証と同等の効力を有する別記第13号様式の介護保険資格者証（以下「資格者証」という。）を、当該被保険者に交付するものとする。

(介護保険受給資格証明書の交付)

第9条 市長は、要介護認定等を受けた被保険者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。）第24条の規定による転出の届出を行った場合（住所地特例対象施設に入所または入居中の者を除く。）において、必要があると認めるときは、別記第14号様式の介護保険受給資格証明書（以下「受給資格証明書」という。）を、当該被保険者に交付するものとする。

(居宅サービス計画作成等の届出)

第10条 省令第77条第1項に規定する居宅サービス計画の作成依頼および変更の届出は、別記第15号様式によるものとし、省令第95条の2第1項に規定する介護予防サービス計画の作成依頼および変更の届出は、別記第15号様式の2によるものとする。

- 2 省令第65条の4第2項または第85条の2第2項に規定する届出

は、別記第15号様式の3によるものとする。

(介護サービス費等または特例介護サービス費等の支給)

第11条 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費および法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費（以下「介護サービス費等」という。）または法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費および法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費（以下「特例介護サービス費等」という。）の支給を受けようとする者は、別記第16号様式に被保険者証その他必要な書類等を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第17号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

3 特例介護サービス費等の支給額は、次の各号に定めるものとする。

ただし、第14条第2項および第20条第3項の規定により、利用者負担額の減免を受けた者については、「市長が別に定める割合」とする。

(1) 特例居宅介護サービス費

法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現にサービスに要した額とする。）の100分の90、100分の80または100分の70

とする。

(2) 特例地域密着型介護サービス費

法第42条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用，居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に地域密着型サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90，100分の80または100分の70とする。

(3) 特例居宅介護サービス計画費

法第47条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは，当該現に居宅介護支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）。

(4) 特例施設介護サービス費

法第49条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用，居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の100分の90，100分の80または100分の70とする。

(5) 特例介護予防サービス費

法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用，滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に介護予防サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90，100分の80または100分の70とする。

(6) 特例地域密着型介護予防サービス費

法第54条の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは，当該現に地域密着型介護予防サービスまたはこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90，100分の80または100分の70とする。

(7) 特例介護予防サービス計画費

法第59条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは，当該現に介護予防支援またはこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）。（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請等）

第12条 省令第71条または第90条の規定による居宅介護福祉用具購入費等の支給申請は，別記第18号様式によるものとする。

2 市長は，前項の申請に対する処分について，別記第17号様式により，当該被保険者に通知するものとする。

（居宅介護住宅改修費等の支給申請等）

第13条 省令第75条または第94条の規定による居宅介護住宅改修費等の支給申請は，別記第19号様式によるものとする。

2 市長は，前項の申請に対する処分について，別記第17号様式により，当該被保険者に通知するものとする。

（利用者負担額の減免申請等）

第14条 市長は，規則第4条に規定する利用者負担額の減免の申請に対する処分について，別記第20号様式により，当該被保険者に通知するものとする。

2 市長は，減免を決定したときは，その期間および介護給付等の割合を記載した別記第21号様式の認定証を交付するものとする。

3 前項の認定証を交付された者は，減免を受ける理由が消滅したときおよび認定証の有効期限に至ったときは，直ちに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(高額介護サービス費等の支給申請等)

第15条 省令第83条の4または第97条の2の規定による高額介護サービス費等の支給申請は、別記第22号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第17号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

(高額医療合算介護サービス費等の支給申請等)

第16条 省令第83条の4の4また第97条の2の2の規定による高額医療合算介護サービス費等の支給申請は、別記第23号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第24号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

(特定入所者の負担限度額に係る認定申請等)

第17条 省令第83条の6または第97条の4の規定による負担限度額の認定申請は、別記第25号様式によるものとする。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第26号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定を決定したときは、その期間および認定する金額等を記載した省令第83条の6第4項に規定する認定証を交付するものとする。

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

第18条 省令第83条の8または第97条の4(省令172条の2において準用する場合を含む。)の規定による特定入所者介護サービス費等(負担限度額差額)の支給申請は、別記第27号様式によるものとする。この場合においては、当該様式にサービスに要した費用の支払いを証する書類等を添えなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第17号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

(特例特定入所者介護サービス費等の支給申請等)

第19条 法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費または法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとする者は、別記第27号様式にサービスに

要した費用の支払いを証する書類等を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第17号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

3 特例特定入所者介護サービス費の額は、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 当該食事の提供に要した費用について法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額

(2) 当該居住等に要した費用について法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額

4 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、次の各号に定める額の合計とする。

(1) 当該食事の提供に要した費用について法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額

(2) 当該居住等に要した費用について法第61条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額

(要介護旧措置入所者の利用者負担額の減免申請等)

第20条 施行法第13条第3項に規定する施設介護サービス費の割合の変更による利用者負担額の減免の認定を受けようとする要介護旧措置入所者は、別記第28号様式により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第29号様式により、当該被保険者に通知するものとする。

3 市長は、減免を決定したときは、その期間および介護給付の割合等を記載した別記第30号様式の認定証を交付するものとする。

4 前項の認定証を交付された者は、減免を受ける理由が消滅したときおよび認定証の有効期限に至ったときは、直ちに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(要介護旧措置入所者の特定負担限度額の認定申請等)

第21条 省令第172条の2の規定において準用する省令第83条の6の規定による特定負担限度額の認定申請は、別記第31号様式によるものとする。



- 2 市長は、前項の申請に対する処分について、別記第29号様式の2により、当該被保険者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の特定負担限度額の認定を決定したときは、その期間および認定する金額等を記載した省令第172条の2の規定において準用する省令第83条の6に規定する認定証を交付するものとする。  
(被保険者証等の再交付)

第22条 省令第27条に規定する被保険者証および省令第28条の2第4項に規定する負担割合証の再交付の申請ならびに第8条に規定する資格者証、第9条に規定する受給資格証明書、第14条第2項に規定する利用者負担額減額・免除認定証、第17条第3項に規定する負担限度額認定証、第20条第3項に規定する利用者負担額減額・免除等認定証および第21条第3項に規定する特定負担限度認定証の再交付の申請は、別記第32号様式によるものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、必要事項等を確認のうえ被保険者証等を再交付するものとする。

(第三者の行為によって給付事由が生じた場合の届出)

第23条 被保険者は、保険給付に係る給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、別記第33号様式に届出の内容を証明する書類その他必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(電子申請等における添付書類の取扱い)

第24条 介護保険に係る申請等のうち、函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年函館市条例第48号)第7条の規定により市長が告示したものについて、当該申請等を行う者が、函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成18年函館市規則第104号)第3条第1項ただし書の規定により同条第2項および第3項に掲げる事項を入力することに代えて書面等または電磁的記録を提出する場合は、正本を添付することとされているときを除き、当該申請等に関し市長から付与された到達番号を表示して、郵送、電子メールまたはこれに類する方法によるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月9日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。